

令和4年度予算編成方針

1 本市をとりまく情勢

- ・新型コロナウイルス感染症について、ワクチン接種は進んでいるものの、いまだ終息の目途が立っておらず、このコロナ禍において、人との接触をなるべく避けるため、外出の自粛、イベント等の中止により、国内経済はもとより、市内経済の冷え込みが厳しい状況にある。
- ・少子高齢化や人口減少の進行等に対応するため、小諸市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、各課題解決のための事業を展開しているものの、税収の減少や社会保障関係経費の増加等により財政の硬直化が避けられない状況にある。
- ・短期的な見通しの中では、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収の減少は避けられず、また、長期的な見通しの中では、人口減少や生産年齢人口の減少などから住民税では著しい減収が予想される。また、基準地価は、毎年下落が続いている状況であり、今後も固定資産税・都市計画税の減収が続く見込みである。
- ・複合型中心拠点誘導施設、消防施設等の建設は完了したものの、小学校等の新たな投資や公共施設の長寿命化等が必要となっている。早い段階での行政業務の見直しと、限られた予算のなかでの徹底した事業の取捨選択が必要な状況である。
- ・他方、新型コロナウイルス感染症の影響により、「新しい生活様式」が掲げられ、「新たな働き方のスタイル」への変化に伴い、働き先、居住先として、地方へ目が向けられており、市内への移住、定住の希望者も増えている。
- ・小諸市を持続可能な地域にしていくためには、時代の流れに柔軟に対応するとともに、将来に向けて必要な投資もしていかなければならない。

2 予算編成に関する基本的方針

令和4年度予算編成にあたっての考え方について

第11次基本計画における「財政運営の基本的な考え方」については、踏襲することとし、新財政目標の範囲内で運営するものとする。

財政運営の基本的な考え方

- 最小の経費で最大の効果を発揮するため、事業の見直しにより財源を確保し、優先順位の高い事業に重点的に資源配分する。
- 基金や市債に依存した財政構造の回避は最優先事項である。そこで、重要事業による影響を除いた平年ベースの事業費は、一般財源の不足を補填するための基金繰り入れをしないことを目指す。
- 新規の公共施設整備は原則として凍結するとともに、公共施設の集約化、複合化、不要な施設の除却などにより施設総量の縮減を目指す。
- 小諸市の課題である「担税力の強化」に向けた施策・事業の推進など、自主財源の確保に最大限努めるとともに、不要資産は積極的に売却を進めるなど、資産の適正管理を進める。

財政目標

- ① 基金残高：40億円以上
- ② 市債残高：150億円以下（臨時財政対策債除く）
- ③ 実質公債費比率：9.0%以下

※令和5年度までの目標

3 令和4年度実施計画策定（ローリング）の考え方

（1）ローリングの目的

現在、市では、小諸市第5次基本構想（平成28年度～令和9年度を計画期間）を運用中である。この中で、めざすべきまちの将来像を『住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸』と定めている。この基本構想を実現するための「行政の取組」をまとめた第11次基本計画については、令和2年度～令和5年度を計画期間とし、運用している。この基本計画で定められた『施策』で掲げる目標を実現するための手段として、各事業で構成する「実施計画（計画期間3年）」を策定しており、毎年、各事業の前年度評価を踏まえるとともに、次年度の「政策・施策の重点方針と目標」及び「予算編成方針」に基づいて、実施計画の内容を見直し、改定（ローリング）を行うこととする。

(2) 実施計画ローリングの方針

実施計画のローリングにおいては、第11次基本計画の方針に沿って、事務事業の目標や目標値の設定の見直し、他の事務事業との統合も視野に入れながら、以下の内容に配慮し実施することとする。

- a. 「選択と集中」の観点を強化することにより、施策ごとに、施策内順位の上位の事業への重点的な行政資源の配分を検討する。
- b. 行政の担うべき役割を常に意識し、「戦略的で効率的な行政経営の推進」に関する実行計画を基に市民協働や民間委託の推進等による業務のアウトソーシングを進め、事業等の削減による「行政の効率化」を図る。
- c. すべての事務事業について緊急性、継続性、効率性などの観点から見直しを実施する。設定されている目標や目標値を達成できていない、または、できなくなる見込みが明らかな事業については、目標量自体の下方修正も含めて検討する。特に、計画と実績の乖離を検証し、事業の存廃を含め抜本的見直しを行うこととする。一方、令和3年度までに目標量を達成する事業については、事業の縮小や廃止を含め、今後の方向性を検討する。
- d. 事業の実施に当たっては、自主財源の確保を強く意識する。
- e. 公共施設の整備については、「総量縮減」、「新規施設整備の原則凍結」、「有効活用」を基本方針とする。新規公共施設の用地取得・施設整備及び既存施設の大規模な修繕・改修は、特殊な事情のある場合を除いて、原則として凍結する。
- f. 公共施設の維持管理経費の積算にあたっては、利用頻度等を踏まえて、施設の機能を他の施設へ統合できないかなど、施設の多目的化・複合化の検討を行う。また、多額な修繕費・改修費の積算にあたっては、施設の中長期的な利用方針について検討し、優先度が低い施設で利用の安全性が保たれない施設は、利用の中止・廃止も検討することとする。
- g. 令和2、3年度において、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった事業については全てを見直しの対象とし、開催方法等を検討するとともに、必要性の低い事業は令和4年度も実施しないこととする。

(3) 実施計画の計画期間

令和4年度から令和6年度までの3か年とする。